

宮代町自動販売機設置事業者選定公募型プロポーザル実施要項

1 目的

宮代町では、公有財産の有効活用及び来庁者等の利便性向上を目的として、飲料水等の自動販売機を設置するため、宮代町が提示する諸条件を満たし、継続して質の高いサービスの提供が可能な事業者を公募型プロポーザル方式により募集する。

2 物件概要

(1) 設置場所及び設置台数

物件調書のとおり

(2) 機器仕様及び貸付条件等

宮代町自動販売機設置場所貸付に係る仕様書のとおり

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

3 応募資格要件

次のすべての要件を満たすこと。

(1) 法人、個人ともに以下の対象地内に本店、支店又は営業所を有し、事業を営んでいること。

※対象地域：宮代町、春日部市、松伏町、越谷市、草加市、吉川市、三郷市、八潮市、蓮田市、白岡市、杉戸町、幸手市、久喜市、加須市、羽生市、行田市、さいたま市

(2) 国又は地方公共団体（市町村職員共済組合等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を、過去2年間の間に数回（数か所）以上すべて誠実に履行していること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。

(4) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。

(5) 県税（法人・個人事業税、法人県民税）及び町税（法人町民税、住民税、固定資産税）を滞納していないこと。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立て

をしている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(8) 極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為により、宮代町競争入札参加資格を抹消された者については、2年を経過している者であること。

4 応募スケジュール

	内 容	日 程
1	募集要項公表・公募開始	令和8年1月19日（月）
2	質問受付締切	令和8年1月28日（水）正午まで
3	質問回答	令和8年1月30日（金）
4	応募書類の提出期限	令和8年2月10日（火）17時まで
5	選定結果通知・公表	令和8年2月18日（水）

5 応募書類

	提出書類	法人	個人
1	参加申込書（様式第1号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	貸付料提案書（様式第2号）※1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	誓約書（様式第4号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	質問書（様式5号）※質問がある場合のみ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	委任状（様式6号）※営業所長等に委任する場合のみ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7	添付書類※2		
	法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）	<input type="radio"/>	
	納税証明書（写し可）※添付する納税証明書一覧参照	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	身分証明書		<input type="radio"/>
	確定申告書（写し可）		<input type="radio"/>
	印鑑証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	法人番号指定通知書（写し可） ※国税庁ホームページ法人番号公表サイトの写しで可	<input type="radio"/>	
	設置する自動販売機のカタログ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※1 提案額には消費税を含めないこと。なお、賃貸借契約については、提案額に当該消費税に相当する額を加算した金額（当該年額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって賃貸借契約額とする。

※2 ア 添付する証明書類は、いずれも書類提出日の前3か月以内に発行されたものとする。

イ 各納税証明書は、それぞれ直近1事業年度分とする。

※添付する納税証明書一覧

【法人用】

証明書の種類	法人事業税 (県税)	法人県民税 (県税)	法人町民税 (市町村税)
証明書交付機関	埼玉県県税事務所	埼玉県県税事務所	宮代町税務課 町民税担当
宮代町内に本店、支店又は営業所を有する者	○	○	○
宮代町外で埼玉県内に本店、支店又は営業所を有する者	○	○	—

【個人用】

証明書の種類	個人事業税（県税）	個人町民税
証明書交付機関	埼玉県県税事務所	宮代町税務課 町民税担当
宮代町内に事業所を有する者	○	○
宮代町外で埼玉県内に事業所を有する者	○	—

【法人・個人共通】

証明書の種類	固定資産税
証明書交付機関	宮代町税務課資産税担当
宮代町内に土地・建物を有する者	○

6 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年1月19日（月）から令和8年1月28日（水）12時まで

(2) 提出書類

質問書（様式第5号）

(3) 提出方法

ア 担当部署の企画財政課管財担当（jyokan@town.miyashiro.saitama.jp）
へ電子メールにより提出すること。なお、件名は「宮代町自動販売機設置
事業者選定に関する質問について（事業者名）」とし、送信後、電話で送
信した旨を連絡すること。

イ 受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は一切受
付けない。

(2) 質問への回答

質問に対する回答は、令和8年1月30日（金）までに質問者へ電子メー
ルで回答するとともに、宮代町ホームページに掲載する。

7 応募手続き

参加を希望する者は、次のとおり必要書類を整えて提出すること。

(1) 提出期限

令和8年2月10日（火）17時まで

(2) 受付時間

持参の場合は平日開庁日の午前9時から午後5時まで

郵送の場合は提出期限必着

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）

(4) 提出場所

宮代町企画財政課管財担当（2階11番窓口）

〒345-8504 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号

(5) 提出書類

「5 応募書類」のとおり。各1部。

原則、A4版又はA3版の横折込みとする。

8 参加資格の確認等

参加資格を有することを証明する書類として、上記5に掲げる提出書類一
式を指定の期限までに提出し、参加資格の確認を得なければならない。また、
選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負
担において説明をしなければならない。

9 設置予定事業者の決定方法等

(1) 審査の方法

審査基準に基づき提出された提案書の内容を評価、採点を行う。プレゼンテーションは実施しないため、提案書は具体的で明瞭な記載をすること。

内容点及び価格点の合計点数（以下「総得点」という。）の最も高い者を設置予定事業者とする。

(2) 審査基準

総得点の算定方法

$$\text{総得点 (100点)} = \text{内容点 (50点)} + \text{価格点 (50点)}$$

ア 内容点：50点

	評価項目	評価の視点	小計点
1	社会貢献度	町事業に対する事業協力の内容	5点
		町と災害協定の締結の可否、災害対応型機械の導入	5点
2	自動販売機付加機能	外観色、ユニバーサルデザイン	5点
		電子マネー対応（電子決済サービス等も含める）、タッチパネル式等	10点
		その他付加機能（特に秀でた環境性能及び安全対策、AED搭載機、Wi-Fi搭載機等）	10点
3	管理体制	故障時の対応、苦情への対応、商品管理体制	10点
4	商品内容	施設に応じた販売商品内容、取引銘柄数	5点

イ 価格点：50点

1	提案価格	提案貸付料に基づき算定	50点
---	------	-------------	-----

(3) 選定結果の通知

令和8年2月18日（水）以降、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知するとともに、結果概要を宮代町ホームページに掲載する。なお、審査結果に対して、審議の申立ては受けないものとする。

(4) 設置予定事業者決定の例外

設置予定事業者の決定時期において、応募資格を満たしていない者は、設置予定事業者としない。また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不適当と認められる場合は、その者から事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められる場合は、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする。

10 失格に関する事項

- (1) 自動販売機設定に係る提案書（様式第3号）の各提案内容が、すべて記載されていないとき。※該当なしの場合はその旨を記載すること。
- (2) 貸付料提案書（様式第2号）に記載された金額が、予定価格未満の金額で見積をしたとき。

11 無効な応募に関する事項

- (1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - ア 不正行為による応募
 - イ 貸付料提案書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
 - ウ 貸付料提案書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの
 - エ 参加申込書（添付書類を含む）に虚偽の記載を行ったもの
 - オ その他募集に関する規定等に違反した応募
- (2) その他
 - ア 提出した書類は、提出期限を過ぎた後は書換え、差換え又は撤回することはできない。
 - イ 設置予定事業者を公正に選定できない等、特別な事情があると認めるときは、選定時期を延期し、又は取止めことがある。

12 契約

- (1) 別添契約書（案）のとおりとする。
- (2) 設置予定事業者は、令和8年3月6日（金）までに、町と賃貸借契約を締結する。

13 設置予定事業者の取消し等

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての選定を取り消すものとする。
 - ア 上記12（2）に示す期日までに契約書が提出されなかったとき
 - イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき
 - ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき
 - エ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、設置事業者として相応しくないと本町が判断したとき
- (2) 上記（1）により、設置予定事業者の選定を取り消したとき及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、次点の者と随意契約交渉を行う（予定価格以上のもの）。

14 その他

- (1) 本書に定めがない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、本件手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消しを行うことがある。

15 問合せ先

宮代町 企画財政課管財担当（2階11番窓口）
〒345-8504 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目4番1号
電話：0480-34-1111内線212
FAX：0480-34-7820
E-mail：jyokan@town.miyashiro.saitama.jp